

令和 5 年 8 月 31 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

医師会における自治体等の健診等委託事業に係る
消費税インボイス制度の適用関係について

令和 5 年 10 月から導入される消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)については、これまで厚生労働省、財務省、国税庁、公正取引委員会による周知文書をはじめ、本会が作成した医療機関の対応に関する補助資料などを、ご案内してきたところです(令和 5 年 2 月 9 日付日医発第 2124 号、5 月 23 日付日医発第 410 号、5 月 31 日付日医発第 448 号他)。

今般、標記の件について、別添の通り厚生労働省に照会し、国税庁とも協議の上で別添の回答を得ましたのでご連絡いたします。

医師会における自治体等の健診等委託事業については、全国の地域で多様な契約形態、取引実態があり、また税務処理は取引実態に即したものであることが必要とされるところ、集合契約に関する医師会の経理処理やインボイスの適用関係は、医師会と自治体等の取引(契約)の実態が、医師会による取次ぎなのか直接当該事業の受託なのかにより、別添の通り整理されます。なお、健診等委託事業以外の委託事業についても同様に取引実態に即した整理が必要と考えます。

つきましては、本件につき、貴会顧問税理士等にも共有され、適切な税務処理にお役立ていただきますとともに、貴会管下の郡市区等医師会にご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

[別添]

- 医師会における自治体等の健診等委託事業に係る消費税インボイス制度の適用関係について
 - ・厚生労働省からの回答(令和 5 年 8 月 25 日、医政総発 0825 第 1 号他)
 - ・日本医師会から厚生労働省への照会(令和 5 年 8 月 9 日、日医発第 898 号)
- 参考資料(日本医師会作成スライド資料)
- 国税庁インボイス Q&A(抜粋)
- 消費税法基本通達 10-1-12

医政総発 0825 第 1 号
保連発 0825 第 1 号
健健発 0825 第 1 号
健が発 0825 第 1 号
健予参発 0825 第 1 号
令和 5 年 8 月 25 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 宮川 政昭 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
厚生労働省健康局予防接種担当参事官
(公 印 省 略)

医師会における自治体等の健診委託事業に係る
消費税インボイス制度の適用関係について(回答)

令和 5 年 8 月 9 日付け日医発第 898 号(医経)をもって貴職から照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えない。

ただし、集合契約における医師会と全国の自治体又は保険者の取引(契約)が、取次ぎか直接当該事業の受託なのかを整理したうえで、取引(契約)実態がその整理に整合的である必要があると考える。

なお、本件については、国税庁及び子ども家庭庁と協議済みであることを申し添える。

日医発第 898 号（医経）

令和 5 年 8 月 9 日

厚生労働省医政局総務課長 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 宮 川 政 昭
（ 公 印 省 略 ）

医師会における自治体等の健診等委託事業に係る
消費税インボイス制度の適用関係について（照会）

令和 5 年 10 月から導入される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関し、全国の自治体又は保険者（自治体の市町村国保を含む。）が行う健診又は検診（以下「健診等」という。）の委託事業に係るインボイス制度の適用については下記のとおりで差し支えないでしょうか。国税庁に確認の上で貴省の見解を回答されたくお願い申し上げます。

記

全国の自治体又は保険者（以下「自治体等」という。）が健診等事業を実施する医療機関（以下「健診実施機関」という。）に委託するに当たっては、全国の医師会（郡市区等医師会又は都道府県医師会、以下「医師会」という。）が健診実施機関の契約代表者として契約のとりまとめを行い、自治体等から支払われる健診等事業の委託料について医師会を通じて健診実施機関に支払っている場合がある。なお、特定健診・特定保健指導においては、保険者から委託を受けて決済を代行する機関から支払われる委託料について、医師会を通じて健診実施機関に支払っている場合もある。

このような集合契約における医師会の経理処理等については、医師会と自治体等の間の取引（契約）が、医師会による取次ぎに該当するものなのか、それとも、当該健診等事業の実施を医師会が直接受託するものなのかにより、以下のとおり整理される。

また、自治体等から適格請求書等（以下「インボイス」という。）の発行を求められる場合（注）、医師会としてインボイスを発行することになるか、それとも、健診実施機関がインボイスを発行することになるかについても以下のとおり整理される。

（注）全国の自治体等のうち、自治体の一般会計は消費税の申告義務が実質的にないため、一般会計から支出される健診等や予防接種事業の委託料については、自治体においてインボイスを受領・保存する必要はない。一方、特定健診・特定保健指導に係る費用は、原則として国民健康保険特別会計で処理されているため、一般会計とは異なり、自治体においてインボイスの受領・保存が必要となり得る。

1. 集合契約における取引形態が医師会による「取次ぎ」である場合

その取引形態が「取次ぎ」であれば、委託販売その他業務代行等の受託者については、委託者から受ける委託手数料が役務の提供の対価となる場所、委託者から軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている場合、委託された業務に伴い収受した又は収受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額とすることも認められているため（消費税法基本通達 10-1-12）、医師会における経理処理としては、

- ① 自治体等から収受した委託料を預り金とした上で、健診実施機関から収受する手数料を課税売上げとする方法
- ② 自治体等から収受した委託料全体を課税売上げとし、医師会が健診実施機関に支払う金額を課税仕入れとする方法

のいずれも認められる。

なお、上記①の場合は、課税仕入れがないためインボイスの保存等は必要なく、また、上記②の場合は、医師会が健診実施機関に支払う金額に係る課税仕入れが存在する場所、医師会においてインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能となる（国税庁インボイス Q&A 問 121）。

これらの場合において、健診実施機関が自治体等からインボイスの発行を求められる場合、健診実施機関（インボイス発行事業者に該当する場合に限る。）が自治体等に対してインボイスを発行することになるが、医師会が自治体等へインボイスの代理交付をすることも可能となる。また、医師会及び健診実施機関がインボイス発行事業者であれば、媒介者交付特例を利用し、当該実施機関分について、医師会が当該医師会名義で自治体等へインボイスを発行することも可能となる（国税庁インボイス Q&A 問 48）。

上記の通り、①及び② のいずれも、自治体等へのインボイスの交付方法としては以下のような方法がある。

- ・ 健診実施機関（インボイス発行事業者に限る）から直接自治体等にインボイスを発行
- ・ 健診実施機関（インボイス発行事業者に限る）のインボイスを、自治体等から委託を受けて決済を代行する機関または医師会が自治体等に代理交付（代理作成も可）
- ・ 媒介者交付特例を利用し、医師会が医師会名義のインボイスを自治体等に発行（医師会及び健診実施機関はインボイス発行事業者であることが必要）

2. 集合契約における取引形態が医師会による直接受託である場合

一方で、医師会が直接受託する場合は、収受した委託料全体が課税売上げ、健診実施機関に支払う金額が課税仕入れとなり、医師会（インボイス発行事業者に限る。）が自治体等に対してインボイスを発行することが必要となるとともに、医師会（課税事業者であり、かつ一般課税方式で申告を行う場合に限る。）が仕入税額控除を行うには、インボイスの保存が必要となる。

この場合のインボイス保存の対応としては、以下のような方法がある。

- ・ 健診実施機関（インボイス発行事業者に限る）がインボイスを作成し医師会宛てに発行し、医師会において受領・保存
- ・ 医師会が「仕入明細書等（一定の要件を満たすものに限る）」を作成し、健診実施機関の確認を得て、その仕入明細書等をインボイスとして保存（国税庁インボイス Q&A 問 84、問 85）

以 上

医師会における自治体等の健診等委託事業に係るインボイス制度の適用関係について

令和5年8月
日本医師会

医師会における自治体等の健診等委託事業

- 医師会における自治体又は保険者からの健診又は検診（以下「健診等」という）の委託事業については、全国の地域で多様な取引形態があり、費用の決済について医師会を通している場合と、医師会を通していない場合がある。
- 医師会を通している場合、医師会と自治体等の取引（契約）の実態により、医師会の経理処理の方法や、インボイスの適用関係を検討する必要がある。

委託事業の費用の決済の流れ



※特定健診・保健指導においては、決済代行機関（支払基金、国保連）を通じて支払われる。

医師会における自治体等の健診等委託事業に係る消費税インボイス制度の適用（概要）

厚生労働省への照会文書（令和5年8月9日付日医発第898号）より作成

医師会の 経理処理 集合契約の 取引形態	①「預り金」処理 自治体等から收受した委託料を預り金とし、健診実施機関から收受する手数料を課税売上げとする方法	②「課税売上」処理 自治体等から收受した委託料全体を課税売上げとし、健診実施機関に支払う金額を課税仕入れとする方法
集合契約の取引形態が医師会による「 取次ぎ 」の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①「預り金」処理、②「課税売上」処理のいずれも認められる（消費税法基本通達 10-1-12） ・ いずれの場合も健診実施機関に支払う対価について医師会において インボイスの保存は不要（国税庁インボイスQ&A 問121） （健診実施機関から受取る手数料については必要に応じ医師会がインボイスを発行） ・ 自治体・保険者からインボイス発行を求められた場合、健診実施機関（インボイス発行事業者に限る）がインボイスを発行する 	
集合契約の取引形態が医師会による 直接受託 の場合	（「預り金」処理は不可）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理処理は、「課税売上」処理となる ・ 会員に支払う対価について、医師会（課税事業者であり、かつ一般課税方式で申告を行う場合）が仕入税額控除を行うには、インボイスの保存が必要 ・ 自治体・保険者からインボイス発行を求められた場合、医師会（インボイス発行事業者に限る）がインボイスを発行する

2

取引形態が医師会による「取次ぎ」である場合

取引形態が医師会による「取次ぎ」である場合

医師会における経理処理

医師会が健診実施機関に支払う金額 についてのインボイスの要否

- ① 自治体・保険者から收受した委託料を**預り金**とした上で、健診実施機関から收受する手数料を課税売上げとする方法
- ② 自治体・保険者から收受した委託料全体を**課税売上**とし、医師会が健診実施機関に支払う金額を**課税仕入**とする方法

のいずれも認められる。
(消費税法基本通達10-1-12)

➡ 課税仕入れがないため
インボイスの保存等は
必要ない

➡ 医師会が健診実施機関に
支払う金額に係る課税仕入
に関し、インボイスの保存
がなくとも仕入税額控除が
可能
(国税庁インボイスQ&A 問121)
(あくまで「取次ぎ」である前提)

4

国税庁

消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A より

(委託販売等の手数料に係る受託者の売上税額等の計算)

問 121 当社は、委託販売等に係る資産の譲渡等について受託し、その手数料を受け取っており、売上税額の計算について、委託された商品の譲渡等に伴い收受した又は收受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額としていますが、適格請求書等保存方式の開始後の取扱いについて教えてください。なお、当社が委託された商品の販売は軽減税率の適用対象ではありません。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】

【答】

委託販売等について、委託販売等に係る受託者においては、委託者から受ける委託販売手数料が役務の提供の対価となりますが、委託者から軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている場合、委託された商品の譲渡等に伴い收受した又は收受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額とすることも認められています(基通10-1-12)。

適格請求書保存方式の開始後においても、委託された商品の販売が軽減税率の適用対象でない場合には、引き続き、委託された商品の譲渡等に伴い收受した又は收受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額とすることができます。この場合、委託者に支払う金額に係る課税仕入れに関し、適格請求書等の保存は不要です。

5

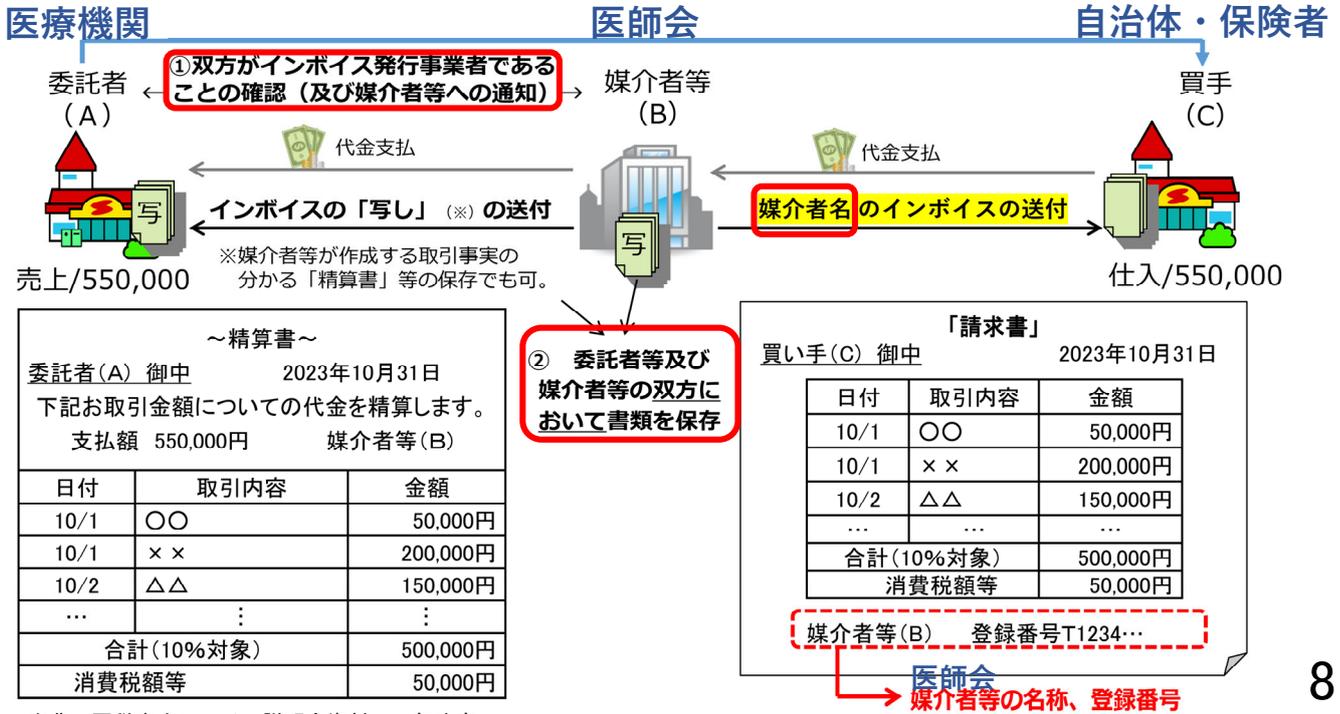
取引形態が医師会による「取次ぎ」である場合

○ 媒介者交付特例

交付のケース別対応例

- 業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することができることとする特例。

(インボイスQ & A問48)



出典：国税庁オンライン説明会資料に一部改変

取引形態が医師会による直接受託である場合

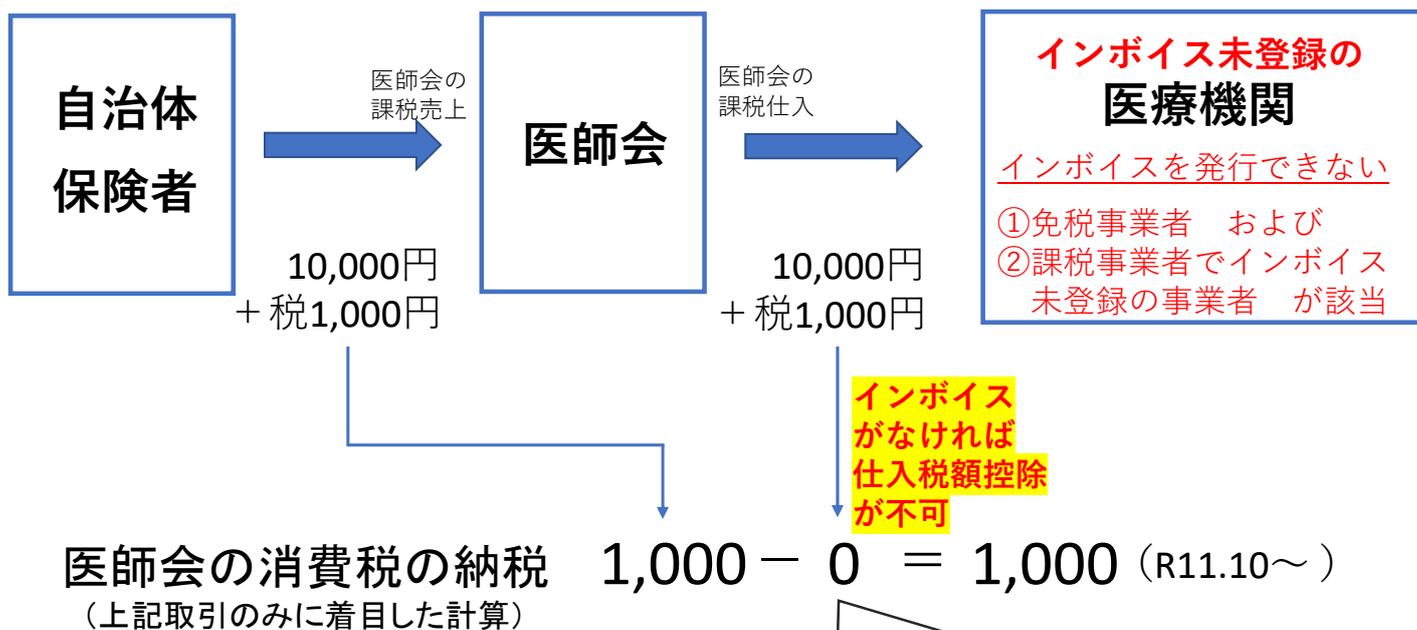
取引形態が医師会による直接受託である場合

- ・医師会が直接受託する場合は、收受した委託料全体が課税売上、健診実施機関に支払う金額が課税仕入となる
- ・自治体・保険者からインボイスの発行を求められる場合、医師会（インボイス発行事業者に限る）が自治体等に対してインボイスを発行することが必要となる
- ・健診実施機関に支払う対価について、医師会（課税事業者であり、かつ一般課税方式で申告を行う場合）が仕入税額控除を行うには、インボイスの保存が必要となる

10

取引形態が医師会による直接受託である場合

医師会が收受した委託料全体が課税売上、医療機関に支払う金額が課税仕入れとなる。



自治体等からインボイスの発行を求められる場合、医師会(※)がインボイスを発行する
※インボイス発行事業者に限る

(※) 経過措置

R5.10～R8.9 80%控除可能
R8.10～R11.9 50%控除可能
R11.10～ 控除不可

11

取引形態が医師会による直接受託である場合

会員にインボイス登録を要請する場合、**独占禁止法等に注意が必要**

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方（公正取引委員会）

【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。

① 要請文書発出

いきなり何だろう…？

取引先 A (免税事業者)

取引先 B (免税事業者)

通知

うちは免税事業者との取引が多いし、とりあえず、課税事業者になってもらおう

② 要請文書には…

通知

インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。

③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）

免税事業者のままでも、価格を据え置いてもらえませんか…？

免税のままなら10%価格を引き下げます！それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。

わかりました…

③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）

（取引を切られるのは困る…！）課税事業者になります！

ありがとうございます。では、今まで通りの金額でお願いします。

課税転換するのに、価格交渉もさせてくれないんですね…

➤それ、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります！

課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。

※令和4年11月21日付通知文(日医発第1646号(医経))にて都道府県医師会宛にご案内

12

取引形態が医師会による直接受託である場合

インボイス未登録の会員に対価の引き下げを協議する場合、**独占禁止法等に注意が必要**

インボイス制度の実施に関連した注意事例について（令和5年5月 公正取引委員会）

【想定事例】

- 発注事業者（課税事業者）が、経過措置^(注)により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

① 文書の発出

いきなり何だろう…？

取引先 A (免税事業者)

取引先 B (免税事業者)

通知

経過措置はあるけど、免税事業者だから、消費税相当額を支払う必要はないわね

発注事業者 (課税事業者)

② 文書には…

通知

インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げます。

➤それ、**独占禁止法上又は下請法上問題**となるおそれがあります！

発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。

※令和5年5月31日付通知文(日医発第448号(医経))にて都道府県医師会宛にご案内

13

取引形態が医師会による直接受託である場合

健診実施機関に支払う対価について医師会(※)が仕入税額控除を行うには、インボイスの保存が必要

※ 医師会が課税事業者であり、かつ一般課税方式で申告を行う場合

医師会におけるインボイス保存の対応としては、以下のような方法がある。

- ・ **健診実施機関**（インボイス発行事業者に限る）が**インボイスを作成し医師会宛てに発行し**、医師会において受領・保存
- ・ 医師会が「**仕入明細書等**（一定の要件を満たすものに限る）※」を作成し、健診実施機関の確認を得て、その仕入明細書等をインボイスとして保存（国税庁インボイスQ&A 問84、問85）

※ 仕入れ明細書等については次頁参照

取引形態が医師会による直接受託である場合

○ 仕入明細書等による対応

インボイスの種類

- インボイス制度においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができる（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限る。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

医師会
医療機関

仕入明細書
《4月分》 ○年○月○日
●●(株)御中 医師会
登録番号：T123456... (株)△△
○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8% 2,000	
		日用品	10% 600	
	3	食品※	8% 5,900	
	4	日用品	10% 30,000	
合計		仕入金額	消費税額等	
		8%対象	100,000円	8,000円
		10%対象	110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・ 書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・ 受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・ 電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

インボイス制度の全般に関する基本的事項については、以下の資料等をご覧ください。

- ・国税庁オンライン説明会(動画)
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm
- ・「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>
- ・国税庁ホームページ「インボイス制度の概要」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

インボイス制度への医療機関の対応については、以下の資料をご覧ください。

- ・「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入と医療機関の対応」
(日本医師会、令和5年2月9日付日医発第2124号 別添補助資料)
<https://www.med.or.jp/doctor/zei/zeikanren/001192.html#ANC02>
- ・日医ニュース(令和3年12月5日)「医療問題Q&A 消費税のインボイス制度」
<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/010363.html>

免税事業者に対するインボイス登録の要請や価格等取引条件の見直しに関する独占禁止法上の留意点等については、以下の資料等をご覧ください。

- ・公正取引委員会ホームページ「インボイス制度関連コーナー」
<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>
- ・免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A
(上記ホームページに掲載されています。また、上記日医発第2124号にも掲載しています。)

3 適格請求書の交付方法

（媒介者交付特例）

問 48 当社（委託者）は、取引先（受託者）に商品の販売を委託し、委託販売を行っています。これまで、販売した商品の納品書は取引先から購入者に交付していましたが、この納品書を適格請求書として交付することはできますか。
なお、当社と取引先はいずれも適格請求書発行事業者です。【令和4年11月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者には、課税資産の譲渡等を行った場合、課税事業者からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されています（新消法57の4①）。

委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは、委託者ですから、本来、委託者が購入者に対して適格請求書を交付しなければなりません。

このような場合、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した、委託者の適格請求書を、相手方に交付することも認められます（代理交付）。

また、次の①及び②の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者に交付し、又は提供することができます（以下「媒介者交付特例」といいます。）（新消令70の12①）。

- ① 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること
- ② 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがあります（インボイス通達3-7））。

この媒介者交付特例は、物の販売などを委託し、受託者が買手に商品を販売しているような取引だけではなく、請求書の発行事務や集金事務といった商品の販売等に付随する行為のみを委託しているような場合も対象となります。

なお、媒介者交付特例を適用する場合における受託者の対応及び委託者の対応は、次のとおりです。

【受託者の対応（新消令70の12①③）】

- ① 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を保存する。
- ② 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を速やかに委託者に交付又は提供する。

（注） 委託者に交付する適格請求書の写しについては、例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な、精算書等の書類等を交付することで差し支えありませんが、この場合には、交付した当該精算書等の写しを保存する必要があります（インボイス通達3-8）。

なお、精算書等の書類等には、適格請求書の記載事項のうち、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」や「税率ご

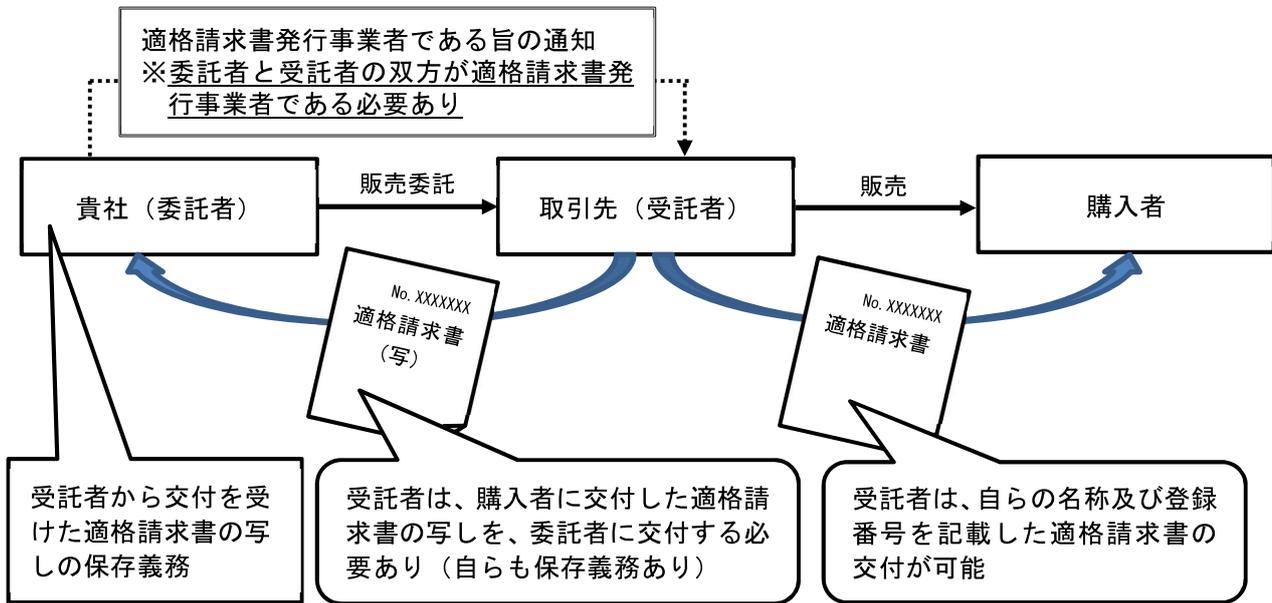
国税庁 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（抜粋）

とに区分した消費税額等」など、委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載する必要があります。

【委託者の対応（新消令70の12④）】

- ① 自己が適格請求書発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかに受託者に通知する。
- ② 委託者の課税資産の譲渡等について、受託者が委託者に代わって適格請求書を交付していることから、委託者においても、受託者から交付された適格請求書の写しを保存する。
したがって、ご質問の場合は、取引先も適格請求書発行事業者ですから、貴社が取引先に自らが適格請求書発行事業者であることを通知することにより、取引先が自らの名称及び登録番号を記載した納品書を作成し、貴社の適格請求書として購入者に交付することができます。
なお、貴社は取引先から交付を受けた適格請求書の写しを保存する必要があります。

【媒介者交付特例の取引図】



【受託者が委託者に適格請求書の写しに替えて交付する書類（精算書）の記載例】

請求書No.00111		
□□物産(株)御中 委託販売精算書 XX年11月分(11/1~11/30)		
日付	品名	金額
11/1	紅茶 ※	5,400円
11/2	クッキー ※	3,240円
⋮	⋮	⋮
合計	54,400円	
10%対象	22,000円(消費税 2,000円)	
8%対象	32,400円(消費税 2,400円)	
※印は軽減税率対象品目		
△△商事(株)		

請求書No.により購入者に交付した適格請求書との関連性を明確にしています。

委託者の売上げのみを記載しています。

委託者が売上税額の計算に必要な税率ごとの消費税額等の記載をしています。

国税庁 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（抜粋）

（注） 媒介者交付特例により適格請求書の交付を行う受託者が、自らの課税資産の譲渡等に係る適格請求書の交付も併せて行う場合、自らの課税資産の譲渡等と委託を受けたものを一の適格請求書に記載しても差し支えありません。

（参考） 事業者（適格請求書発行事業者に限ります。）が国税徴収法第2条第12号に規定する強制換価手続により、執行機関（同条第13号に規定する執行機関をいいます。）を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合には、当該執行機関は、当該課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」の記載に代えて「当該執行機関の名称及び本件特例の適用を受ける旨（「公売特例による適格請求書の交付」など）」を記載した適格請求書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供することができます（新消令70の12⑤）。

なお、この場合、当該執行機関は、強制換価手続を受ける当該事業者から適格請求書発行事業者の登録を受けている旨の通知を受ける必要はありませんが、交付した適格請求書の写しの保存及び事業者への交付は媒介者交付特例と同様に必要となります（新消令70の12②③⑤⑥）。

また、当該執行機関は、適格請求書発行事業者である必要はありません。

【参考】

○ 国税徴収法第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十一（省略）

十二 強制換価手続

滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

十三 執行機関

滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下「行政機関等」という。）、裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

（仕入明細書の相手方への確認）

問 84 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。適格請求書等保存方式の下でも仕入明細書を保存することによって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすそうですが、相手方への確認は、どのように行えばよいですか。【令和2年9月改訂】

【答】

仕入税額控除の適用を受けるための請求書等に該当する仕入明細書等は、相手方の確認を受けたものに限られます（新消法30⑨三、インボイス通達4-6）。この相手方の確認を受ける方法としては、例えば、

- ① 仕入明細書等の記載内容を、通信回線等を通じて相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの
- ② 仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につきインターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、相手方から確認の通知等を受けたもの
- ③ 仕入明細書等の写しを相手方に交付し、又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録を相手方に提供した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たものがあります。

なお、③については、

- ・ 仕入明細書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨の通知文書等を添付して相手方に送付し、又は提供し、了承を得る。
- ・ 仕入明細書等又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」といった文言を記載し、又は記録し、相手方の了承を得る。

といったように、仕入明細書等の記載事項が相手方に示され、その内容が確認されている実態にあることが明らかであれば、相手方の確認を受けたものとなります。

（参考） 区分記載請求書等保存方式においても、仕入れを行った者が作成する仕入明細書等の書類で、一定事項が記載されており、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等に該当します。

ただし、適格請求書等保存方式における仕入明細書等と区分記載請求書等保存方式における仕入明細書等の記載事項は異なりますので、ご注意ください。

国税庁 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（抜粋）

○ 仕入明細書等の記載事項の比較（消法 30⑨二、28 年改正法附則 34②、新消令 49④）

請求書等保存方式 (令和元年9月30日まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月1日から 令和5年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日から)
① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 ⑤ 課税仕入れに係る支払対価の額	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、 <u>資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨</u> ） ⑤ <u>税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額</u>	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、 <u>資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨</u> ） ⑤ <u>税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率</u> ⑥ <u>税率ごとに区分した消費税額等</u>

- (注) 1 区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等保存方式における仕入明細書等の記載事項に下線（実線）部分が追加されています。
- 2 適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等保存方式における仕入明細書等の記載事項に下線部分（点線）が追加されます。

（仕入明細書等の記載事項）

問 85 当店は、食料品及び日用雑貨の小売を行っています。軽減税率制度の実施後、仕入先への代金の支払に当たり、以下のような仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

令和5年10月1日からは、適格請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすためには、仕入明細書について、どのような対応が必要ですか。【令和4年4月改訂】

仕入明細書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
		△△商店(株)
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込)		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※印は軽減税率対象商品		

【答】

区分記載請求書等保存方式においても、仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します（消法30⑨二）。

適格請求書等保存方式の下でも同様に仕入明細書等による仕入税額控除は可能ですが、課税仕入れの相手方において課税資産の譲渡等に該当するものであり、次の事項が記載されていることが必要となります（区分記載請求書等保存方式における仕入明細書の記載事項に加え、②、⑤及び⑥の下線部分が追加されています。）（新消法30⑨三、新消令49④）。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

（注） 上記の記載事項のうち、②の登録番号を記載しないで作成した仕入明細書は、令和元年10月1日から令和5年9月30日（適格請求書等保存方式の開始前）までの間における区分記載請求書等として取り扱われます。

【仕入明細書の記載例】

記載事項②

仕入明細書

(株)〇〇御中
登録番号 T 1234567890123

XX 年 11 月 30 日

△△商店(株)

11 月分 131,200 円（税込）

日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400 円
11/2	牛肉 ※	10,800 円
11/2	キッチンペーパー	2,200 円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計（税込み）		131,200 円
10%対象	88,000 円	（消費税 8,000 円）
8%対象	43,200 円	（消費税 3,200 円）

※印は軽減税率対象商品

記載事項⑤

記載事項⑥

（参考） 仕入明細書等の電磁的記録による保存

仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等には、上記①から⑥までの記載事項に係る電磁的記録も含まれます（新消令49⑦）。

したがって、上記①から⑥までの記載事項を記録した電磁的記録を保存することで、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たします。

なお、仕入明細書等の電磁的記録の保存方法は、提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法と同様となります（新消令50①、新消規15の5）。この電磁的記録の保存方法については、問100《提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法》をご参照ください。

委託販売等の手数料に係る受託者の売上税額等の計算）

問 121 当社は、委託販売等に係る資産の譲渡等について受託し、その手数料を受け取っており、売上税額の計算について、委託された商品の譲渡等に伴い收受した又は收受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額としていますが、適格請求書等保存方式の開始後の取扱いについて教えてください。なお、当社が委託された商品の販売は軽減税率の適用対象ではありません。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】

【答】

委託販売等について、委託販売等に係る受託者においては、委託者から受ける委託販売手数料が役務の提供の対価となりますが、委託者から軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている場合、委託された商品の譲渡等に伴い收受した又は收受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額とすることも認められています（基通10-1-12）。

適格請求書保存方式の開始後においても、委託された商品の販売が軽減税率の適用対象でない場合には、引き続き、委託された商品の譲渡等に伴い收受した又は收受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額とすることができます。この場合、委託者に支払う金額に係る課税仕入れに関し、適格請求書等の保存は不要です。

○ 消費税法基本通達 10—1—12

(委託販売等に係る手数料)

10—1—12 委託販売その他業務代行等（以下 10—1—12 において「委託販売等」という。）に係る資産の譲渡等を行った場合の取扱いは、次による。

- (1) 委託販売等に係る委託者については、受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い収受した又は収受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となるのであるが、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、当該資産の譲渡等の金額から当該受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額としているときは、これを認める。
- (2) 委託販売等に係る受託者については、委託者から受ける委託販売手数料が役務の提供の対価となる。

なお、委託者から課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている場合の委託販売等に係る受託者については、委託された商品の譲渡等に伴い収受した又は収受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額としても差し支えないものとする。

- (注) 1 委託販売等において、受託者が行う委託販売手数料等を対価とする役務の提供は、当該委託販売等に係る課税資産の譲渡が軽減税率の適用対象となる場合であっても、標準税率の適用対象となることに留意する。
- 2 委託販売等に係る課税資産の譲渡が軽減税率の適用対象となる場合には、適用税率ごとに区分して、委託者及び受託者の課税資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れに係る支払対価の額の計算を行うこととなるから、(1)及び(2)なお書による取扱いの適用はない。

※ 消費税法基本通達の一部改正等について（法令解釈通達）（令和 5 年 8 月 10 日、国税庁長官）より

※ 下線は日本医師会が付したもの